

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	工事原因者に対する工事施行命令		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第18条
基準法令名	—	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 分 基 準	基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）</p> <p>記の六の1の（1）</p> <p>工事原因者への河川工事の施行の命令は、他の工事または河川の損傷もしくは河川の現状を変更する必要を生じさせていた行為が原因であることが明らかであり、かつ、その結果河川工事を要する場合において、当該原因者が河川工事を行うことが河川管理上の支障を生じさせないときに、当該河川工事の施行を命じることができるものであること。</p> <p>なお、工事原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該工事原因者に当該河川工事を施工させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該工事原因者に当該河川工事の施工を命じないこと。</p>		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p>河川法 (工事原因者の工事の施行等)</p> <p>第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	許可工作物の用途廃止に伴う原状回復命令		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第31条第2項
基準法令名	—	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
審 査 基 準	基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）</p> <p>記の六の1の（3）</p> <p>許可工作物を用途廃止した場合には、河川区域内における河川管理上必要な工作物以外の工作物の存在は、本来好ましくないものであることから、工作物をそのまままたは、一部改造し存地することが河川管理上望ましい場合を除き、用途廃止された工作物は撤去させること。</p> <p>また、治水上、利水上、河川環境の保全上、歴史上または他の河川の使用状況等から、当該工作物をそのまま、または、一部改造することにより存地することが望ましい場合においても、河川管理上の影響を明確にし、必要な措置を講じさせなければ存地させることはできないこと。</p>		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>河川法 (原状回復命令等)</p> <p>第三十一条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	ダム設置者に対する河川の従前の機能の維持の指示		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第44条第1項
基準法令名	—	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
審 査 基 準	基準の名称	河川法第2章第3節第3款（ダムに関する特則）等の規定の運用について（昭和41年5月17日付け建設省河発178号 河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 河川法第2章第3節第3款（ダムに関する特則）等の規定の運用について （昭和41年5月17日付け建設省河発178号 河川局長通達 最終改正：昭和51年10月26日建河政発第68号）</p> <p>記2 河川の従前の機能の維持（法第44条）について 別添資料のとおり</p>		
策定年月日	昭和41年 5月17日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>河川法 (河川の従前の機能の維持)</p> <p>第四十四条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条第一項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	ダム操作規程の変更命令		
根拠法令名	河川法 (昭和39年法律第167号)	条項	第47条第4項
基準法令名	—	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 分 基 準	基準の名称	河川法第2章第3節第3款 (ダムに関する特則) 等の規定の運用について (昭和41年5月17日付け建設省河発178号 河川局長通達)	
	掲載図書等	河川六法	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 河川法第2章第3節第3款 (ダムに関する特則) 等の規定の運用について (昭和41年5月17日付け建設省河発178号 河川局長通達 最終改正: 昭和51年10月26日建河政発第68号)</p> <p>記4 ダムの操作規程 (法第47条) について 別添資料のとおり</p>		
策定年月日	昭和41年 5月17日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>河川法 (ダムの操作規程)</p> <p>第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p> <p>3 ダムの操作は、第一項の承認を受けた操作規程に従って行なわなければならない。</p> <p>4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	ダム設置者に対する洪水調整のための指示		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第52条
基準法令名	—	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 分 基 準	基準の名称	河川法第2章第3節第3款（ダムに関する特則）等の規定の運用について（昭和41年5月17日付け建設省河発178号 河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	○ 河川法第2章第3節第3款（ダムに関する特則）等の規定の運用について （昭和41年5月17日付け建設省河発178号 河川局長通達 最終改正：昭和51年10月26日建河政発第68号） 記5 洪水調整のための指示（法第52条）について 記6 出水期前におけるダムの管理体制の整備について 毎年度、出水期前に、各ダムについて、法第78条第1項の規程による立入検査を行うこと等により、洪水時において当該ダムを適切に管理することができる体制を整えておくように当該ダムの設置者を指導すること。		
策定年月日	昭和41年 5月17日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>河川法 (洪水調節のための指示)</p> <p>第五十二条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p>
<p>関連行政指導事項</p>	

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	工事費用の原因者への負担命令		
根拠法令名	河川法 (昭和39年法律第167号)	条項	第67条
基準法令名	—	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 分 基 準	基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)	
	掲載図書等	河川六法	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の六の1の(4)</p> <p>河川工事の必要を生じさせた他の工事または他の工事の費用負担者に当該河川工事の費用を負担させるにあたっては、当該河川工事が河川法第18条により工事原因者に施工を命じるべきものに該当する場合において、当該他の工事または他の行為により工事の必要が生じた時点における河川または河川管理施設の機能回復に要した費用を限度として負担させること。</p>		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>河川法 (原因者負担金)</p> <p>第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>
<p>関連行政指導事項</p>	